

クリニカルハイジニスト資格登録規定

(趣旨)

第1条 本規定はクリニカルハイジニスト規則第5条第2項に基づき、クリニカルハイジニスト資格登録について定める。

(資格)

第2条 ミントセミナーはクリニカルハイジニスト認定者が認定試験合格時に所属していた医療機関もしくはクリニカルハイジニスト認定者から登録申請書が提出された場合、本規定に基づき登録を行う。

(登録)

第3条 資格登録の方法は所属医療機関登録と個人登録の二つとする。

(所属医療機関登録)

第4条 所属医療機関登録はクリニカルハイジニスト認定者の所属医療機関が登録を行う。

2 所属医療機関は登録申請を行うにあたり、登録に関するクリニックハイジニスト認定者の同意を得なければならない。

3 登録申請は所属医療機関の資格登録申請書、クリニカルハイジニスト認定者の資格登録同意書を合わせて提出するものとする。

4 登録情報の公開内容はミントセミナーが定める範囲中で所属医療機関が定める。

5 登録抹消の権限は所属医療機関が保持する。

6 所属医療機関は登録にあたり認定者とトラブルになった場合、自己の責任を以って解決しなければならない。

(個人登録)

第5条 個人登録はクリニカルハイジニスト認定者が登録を行う。

2 クリニカルハイジニスト認定者は登録申請を行うにあたり、所属医療機関情報を登録情報に記載する場合は、所属医療機関の情報掲載に関する同意を得なければならない。

3 登録申請は認定者の資格登録申請書、所属医療機関情報を登録する場合は所属医療機関の情報掲載承諾書を合わせて提出するものとする。

4 登録情報の公開内容はミントセミナーが定める範囲中で認定者が定める。

5 登録抹消の権限は認定者が保持する。

6 認定者は登録にあたり所属医療機関情報の掲載において所属医療機関やその他勤務する医療機関等とトラブルになった場合、自己の責任を以って解決しなければならない。

(登録手数料)

第6条 登録料は5,500円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、前条の申請手続き完了後は、理由の如何を問わず申請料は返還しない。

(登録情報の公開)

第7条 ミントセミナーは運営するホームページや広報媒体（SNS等）で登録情報を公開できるものとする。

(登録更新)

第8条 登録者はミントセミナーが主催する mint-mate 勉強会で4年に1回以上のケースプレ等の発表を行わなければならない。なお、資格登録もしくは資格登録後に mint-mate 勉強会でケースプレ等の発表を行ってから、4年経過直後に開催される mint-mate 勉強会で発表を行わない場合は資格登録を失効するものとする。

ただし、やむを得ない事情で発表ができない場合は、ミントセミナー代表が定める方法によって登録を更新することができる。

(登録の失効)

第9条 資格登録は第2項のいずれかに該当する場合失効する。

- 2 ①第8条の更新条件を満たさなかったとき。
- ②第4条に基づく登録で、所属医療機関から登録抹消の依頼があった場合。
- ③第5条に基づく登録で、登録者から登録抹消の依頼があった場合
- ④登録者が社会的公序良俗に反する行為を行うなど、ミントセミナーが登録者として不適切と判断した場合。

(登録方法の変更)

第10条 登録者は第2項のいずれかに該当する場合、登録方法の変更を行うことができる。

- 2 ①第4条に基づく登録で、第9条第2項②の手続きが行われた場合。
 - ②第4条に基づく登録で、所属医療機関を退職した場合。
 - ③第4条に基づく登録で、所属医療機関及びクリニカルハイジニスト認定者より登録方法の変更依頼があった場合。
 - ③第5条に基づく登録で、クリニカルハイジニスト認定者及び所属医療機関より登録方法の変更依頼があった場合。
- 3 登録方法の変更手数料は2200円とし、所定の期日までに納付しなければならない。なお、前条の申請手続き完了後は、理由の如何を問わず申請料は返還しない。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更はミントセミナー事務局において審議し、ミントセミナー代表の了承を以って決定する。

附則

この規程は2024年8月1日から施行する。

附則

この規程は2025年1月31日から施行する。